別紙

日本におけるスポーツ不正操作（八百長）の現状
およびマコリン条約から考える八百長罪創設の可能性と課題

研究者　八木由里

高松政裕

本件研究は、公益財団法人日弁連法務研究財団から研究助成を受けて行われました。

目次

第 1 章　マコリン条約.....3
1.　マコリン条約の目的.....3
2.　マコリン条約の基本的枠組み.....4
（1）スポーツ組織・大会主催者の義務.....4
（2）スポーツ賭博事業者の義務.....6
（3）公的機関・規制当局の義務.....6
3.　ナショナルプラットフォームの設置と情報交換.....7
4.　刑事法整備と法執行措置.....7
（1）マコリン条約が求める国内法整備.....7
（2）日本の刑法犯罪と競技不正操作.....8
（3）日本の特別法と競技不正操作.....8
第 2 章　日本における過去の競技不正操作（八百長）事件.....9
1.　プロ野球・黒い霧事件（1969～1971 年）.....9
2.　大相撲の八百長問題（2011 年）.....10
3.　高校卓球インターハイ予選事件（2024 年）.....10
第 3 章　スポーツ界の取り組み.....11
1.　IOC の取り組み.....11
2.　IOC の OM コード PMC.....12
3.　IF、NOC、NF における競技不正操作防止（PMC）規程の採用状況.....14
第 4 章　日本での八百長罪創設の必要性.....15

第１章　マコリン条約

1. マコリン条約の目的

2014 年 7 月 9 日にスイスのマコリン（Magglingen/Macolin）において欧州評議会（Council of Europe、以下「CoE」という）の閣僚委員会で正式に採択された「スポーツ競技の操作に関する欧州評議会条約 Council of Europe Convention on the Manipulation of Sports Competitions」はマコリン条約と呼ばれている。マコリン条約は 2019 年 9 月に発効し、CoE の条約ではあるものの、CoE の枠にとどまらず、日本をはじめとする CoE の非加盟国も批准することが可能である。スポーツの不正操作（本稿では「競技（の）不正操作」「スポーツ競技（の）不正操作」「八百長」「試合（の）不正操作」ともいう）は国境を越えた脅威であり、グローバルな対応が必要であるためである。2026 年 5 月 1 日現在、批准している国は 15 か国（ベルギー、フランス、ギリシャ、アイスランド、イタリア、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、セルビア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ）である[1]。

マコリン条約の目的は、競技不正操作（八百長）と戦い、スポーツのインテグリティとスポーツ倫理を保護することにある（第 1 条第 1 項)。その目標を達成するために、国内、国際レベルにおけるスポーツ競技（大会）の不正操作を予防、発見、制裁すること、関係する公的機関、スポーツ団体、スポーツ賭博業者間の国内および国際的な協力体制を促進することを目標としている（第 1 条第 2 項ｂ)。

また、この条約の対象範囲は、すべての競技不正操作であり、それは、スポーツ賭博に関連しているか否か、また、刑事犯罪に該当するか否かにかかわらず対象となるとしている[2]。マコリン条約における、競技不正操作の定義は、「自分自身または他者のために不当な利益を得る目的で、競技の予測不可能な性質の全部または一部を排除するために、当該競技の結果または経過を不当に変更することを目指した、意図的な取り決め、作為、また

---

[1] Counsil of Europe ウェブサイト https://www.coe.int/en/web/sport/macolin?utm_source=chatgpt.com （2026 年 5 月 1 日接続）

[2] Explanatory Report to the Council of Europe Convention on the Manipulation of Sports Competitions Magglingen, 18.IX.2014(条文解説） Para.35. The Preamble makes it clear that this convention covers cases of national or transnational manipulation of sports competitions, whether or not they are linked with sports betting or involve a criminal offence. It thus recognises that the manipulation of sports competitions is not necessarily linked to sports betting or criminal offences.

は不作為」とされており（第 3 条第 4 項）、後述する国際オリンピック委員会（IOC）の定義である「自身および／または他者が不当な利益を得る目的で、試合は予測不可能なものであるとの特性のすべて、もしくは一部を取り除くことにより、試合の結果もしくは途中経過の不適切な変更を試みる意図的な細工、行為、あるいは不作為。」（Olympic Movement Code on the Prevention of the Manipulation of Competitions（OM コード PMC）第 2 条 2.2）とほぼ同一であるといえる。なお、両者の定義に含まれる、「不当な利益」の定義については、マコリン条約解説においては、「有形・無形のさまざまな利益の形をとる場合がある」と解説されており、賭け（スポーツベッティング）による払戻金や関係者が受け取る賄賂のほか、大会主催者から勝者に支払われるボーナス、雇用主（クラブなど）から選手に支払われるボーナス、クラブのオーナーが株式売却で得るキャピタルゲインなどの金銭的な利益のほか、次のステージや上位の大会への進出、あるいは単なる「勝利の栄光」といった有形・無形のその他の利益も含まれるとされている。また、利益を得ようとする目的があれば、結果的にその利益を得られなかった場合（例えば、異常を察知して賭博事業者が賭けの受け付けを拒否し、払戻金を得られなかった場合など）でも定義に該当するとされている。

一方、IOC の OM コード PMC では、「利益」の意味として、 金銭、または金銭と同等のものを直接・間接的に受け取ること、または提供すること（賄賂、利得、贈り物、賭けの結果としての勝ちなど）が含まれ、また、マコリン条約と同様に「競技における優越性」も一つの利益であると明記されている。一方で、マコリン条約とは異なり、OM コード PMC では「正式な賞金、出場料、あるいはスポンサー契約やその他の契約のもとなされた支払い」は利益には含まれないと明確に除外されている（OM コード PMC 第 1 条 1.1）。

2. マコリン条約の基本的枠組み

マコリン条約は、「スポーツ組織」「スポーツ賭博事業者」「公的機関」に対し、以下の対応を講じること、また、必要に応じて三者が連携して対策に取り組むことを求めている。

（1）スポーツ組織・大会主催者の義務

マコリン条約におけるスポーツ組織（Sports organization）とは、スポーツ全般（例えば国際オリンピック委員会（IOC）など）、または特定の 1 つのスポーツ競技を統括する組織（例えば国際馬術連盟（FEI）など）を指す（第 3 条第 2 項）。また、国際レベルのみならず、国内スポーツ組織（例えば日本の Nippon Professional Baseball など）が含まれる。具体的には、条約のフォローアップ委員会が条約第 31 条第 2 項に従って採択・作成した「リ

スト」に記載されている組織を指す[3]。

なお、2021 年 10 月 12 日版のリストでは、日本のスポーツ組織、あるいは日本が関係しているスポーツ組織として以下のようなスポーツ組織がリストに載っている。

- Nippon Professional Baseball
- Shikoku Island League Plus (Independent)
- Baseball Challenge League (Independent)
- Japan Women's Baseball League
- X-League
- Japan Golf Tour
- Asian Tour (Asia outside Japan)
- OneAsia Tour (Japan,
- LPGA of Japan Tour
- Ladies Asian Golf Tour (Asia outside Japan and Korea)
- Asia League Ice Hockey
- Rizin FF
- Shooto
- Pancrase
- DEEP
- New Japan Pro-Wrestling
- All Japan Pro Wrestling
- Pro Wrestling Noah

マコリン条約は、スポーツ組織・大会主催者に対しては、大会関係者（アスリート、指導者、審判、役員など）が関与する大会に賭けることを禁止（第 7 条第 1 項 a）し、また、内部情報の悪用や漏洩を禁止（第 7 条第 1 項 a）している。さらに、疑わしい活動やアプローチを直ちに報告する義務の規定（第 7 条第 1 項 c）や内部告発者の保護メカニズムの確立、若手アスリートを含む大会関係者への啓発・教育活動の実施（第 7 条第 2 項 c・d）を義務づけている。そして、これら内部規則違反に対する効果的で抑止力のある懲戒処分の適用（第 7 条第 3 項）を求めている。

[3] CoE ウェブサイト 2021 年 10 月 12 日版フォローアップ委員会作成リスト https://www.regjeringen.no/contentassets/2b8ec4a1f8fb4247b081bf353c179b4f/council-of-europe-convention-on-the-manipulation-of-sports-competitions-list-of-sports-organisations.pdf （2026 年 5 月 7 日接続）

（2）スポーツ賭博事業者の義務

スポーツ賭博事業者に対する義務としては、自社が提供する賭け対象への自社関係者の賭博禁止など、利益相反の防止（第 10 条第 1 項 a・b)、大会関係者が、自身が関与する大会の賭けのオッズ（賭け率）の設定に関与することや大会主催者もしくは大会関係者を支配しているスポーツ賭博事業者、またはそのような大会主催者もしくは大会関係者によって支配されているスポーツ賭博事業者が、当該大会主催者または大会関係者が関与している大会の賭けを提供することの制限（第 10 条第 1 項 c・d)、不規則な賭博や疑わしい賭博を発見した場合の、規制当局やナショナルプラットフォームへの遅滞ない報告義務（第 10 条第 3 項）などを定めている。

（3）公的機関・規制当局の義務

公的機関・規制当局に対する措置としては、競技の不正操作と闘うための法整備や政策の調整（第 4 条第 1 項、第 5 条第 2 項)、スポーツ組織への資金提供における透明性の確保と、操作に関与した者や対策を講じないスポーツ組織に対する資金援助の停止（第 8 条)、違法なスポーツ賭博と闘うための措置（違法事業者へのアクセス制限、資金移動の遮断、広告禁止など）の検討と実施（第 11 条)、年齢制限やスポーツ的意義に乏しい大会（親善競技など）を賭けの対象から除外するなどの制限（第 9 条第 1 項 b）を定めている。

さらに、マネーロンダリング対策として、不正操作に関連する犯罪（恐喝、腐敗、詐欺など）を、マネーロンダリングの前提犯罪として位置づけること（第 16 条第 1 項)、 法人の代表者や権限を持つ者が法人のために犯罪を行った場合、その法人に対しても（刑事・民事・行政上の）責任を問えるようにすること（第 18 条）が求められている。これらの犯罪行為に対しては、個人、法人それぞれに対して制裁規定が置かれている（22 条、23 条)。この他行政罰についても規定が置かれ（24 条)、行政罰としては、事業者のライセンス取り消しやウェブサイトへのアクセスブロックなどが考えられている[4]。また、犯罪によって取得された財産や収益、違反行為を行うために使用された物品等は、差し押さえ・没収の対象とされている（2 5 条)。なお、本条約では、組織犯罪から情報提供者や証人が危害を加えられる恐れがあることから、これらの人に対する保護措置についても規定している。

また、捜査においては、電子データ（トラフィックデータ等）の迅速な保全や差し押さえを可能にする措置を講じること（第 20 条)、証人保護: 情報提供者（内部告発者）や証人、およびその家族を効果的に保護するための法的措置を検討すること（第 21 条)、違反者に対する効果的で合理性のある制裁（自由刑や金銭的制裁）を科し、犯罪に使われた物品や犯罪収益を差し押さえ、没収できるようにすること（第 22 条、第 23 条、第 25 条）な

[4] COE Explanatory Report（条文解説） para. 196

どが明記されている。

さらに、マコリン条約は、捜査、訴追、司法手続き、犯罪収益の没収などにおける国際的な協力体制の構築（犯罪人引き渡しや刑事共助など）（第 26 条）を明記している点に大きな意義がある。この点を実行化するために、条約フォローアップ委員会を設置し、条約の実施状況を監視し、情報の交換や勧告を行うための委員会が設置され、締約国はこれに代表者を派遣すること（第 30 条、第 31 条）を定めている。

3. ナショナルプラットフォームの設置と情報交換

マコリン条約は、締約国に対し、競技不正操作に対処するための「ナショナルプラットフォーム（National platform）」を特定・設置することが求めている（第 13 条第 1 項）。プラットフォームの役割としては、関連する組織や当局に向けた情報のハブとして機能すること（第 13 条第 1 項 a）が期待されている。また、国内で開催される大会に対して行われた不規則・疑わしい賭博に関する情報を受信・分析し、必要に応じて警告（アラート）を発すること（第 13 条第 1 項 c)、法律やスポーツ規則の違反に関する情報を、公的機関やスポーツ組織、賭博事業者に伝達すること（第 13 条第 1 項 d)、他国のナショナルプラットフォームを含む、国内外の機関と協力すること（第 13 条第 1 項 e）も期待されている。なお、情報交換を行う際は、国内および国際的な個人情報保護法と基準（プライバシーの保護）を遵守することが求められる（第 14 条第 1 項)。

マコリン条約第 13 条に基づく各国のナショナルプラットフォームを結ぶ国際協力ネットワークをコペンハーゲン・グループと呼んでいる。

4. 刑事法整備と法執行措置

（1）マコリン条約が求める国内法整備

マコリン条約は、締約国に対し、強制（脅迫など)、腐敗（贈収賄など)、または詐欺的な行為を伴う競技の不正操作について、国内法で刑事制裁の対象とすること（第 15 条）を求めている[5]。注意が必要なのは、マコリン条約はかならずしもスポーツ賭博そのものを犯罪とすることまでは求めていない点である。したがって、日本がマコリン条約を批准した

[5] マコリン条約 Article 15 – Criminal offences relating to the manipulation of sports competitions

1 Each Party shall ensure that its domestic laws enable to criminally sanction manipulation of sports competitions when it involves either coercive, corrupt or fraudulent practices, as defined by its domestic law.

としても、必ずしも「競技不正操作そのものを独立した犯罪として処罰する「八百長罪」を新設する必要はなく、既存の詐欺罪や恐喝罪、偽計業務妨害罪等を適用して対応することが一定程度可能である。

同条約第 15 条の条文解説[6]においても、同条は、競技の不正操作が、国内法で定義される強制（coercion）、腐敗（corruption）、または詐欺（fraud）のいずれかを伴う場合に、刑事制裁の対象となり得るようにすることを目指しており、競技の不正操作について、特別かつ統一された犯罪を新設することまでは求めていないことを明確にしている。そして、刑事罰の条文を、既存の一般的な刑法犯（例えば、恐喝罪、贈収賄罪、詐欺等）として位置付けるか、あるいは刑法とは別の特別法（例えば、スポーツ競技の不正操作に関する法）を制定するかは締約国の判断に任されるとしている。

（２）日本の刑法犯罪と競技不正操作

日本においてもアスリート、大会関係者やその周囲の人々が競技の不正操作に関して、恐喝、脅迫、強要を伴う行為を行えば、日本の現行法でも、既存の恐喝罪、脅迫罪、強要罪等でカバーすることは可能である。また、結果があらかじめ対戦当事者間で取り決められている事を知っていれば、所属チームは報酬を支払わないであろうし、観客もチケットを購入しないから、これらは競技不正操作という欺罔行為に騙された結果、いずれも真剣勝負が行われていると誤信して支払われている金銭であり、詐欺罪の成立要件を満たす場合があるであろう。実際、United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC)が公開している Global Report on Corruption in Sport によると、2021 年に国連薬物犯罪事務所（UNODC）と International Olympic Committee が実施した競技操作に関する各国法制のグローバル調査の結果、競技の不正操作が明示的に犯罪として規定されているとされた 45 の国と地域の一つとして日本もカウントされている[7]。ただし、腐敗（corruption）については、日本の現行刑法上は、贈収賄罪や背任罪が該当するが、日本の刑法が定める一般的な「贈収賄罪」は公務員（またはみなし公務員）の職務に関する行為を対象としており、公的な活動ではない贈収賄行為をすべてカバーしているわけではない。

（３）日本の特別法と競技不正操作

特定の分野においては、民間人であっても職務の公正性を強く保護する必要があるため、日本の特別法によって独自の贈収賄罪（いわゆる特別背任や収賄に類する罰則）が設けら

6　COE Explanatory Report（条文解説） Para.129-134.

7　United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC), Global Report on Corruption in Sport (2021), section 2.1.2　https://www.unodc.org/res/safeguardingsport/grcs/22-03221_SPORTS_CORRUPTION_2021_Full_report.pdf　（2026 年 5 月 8 日接続）

れている。たとえば、公営競技に関する特別法（競馬法、モーターボート競走法、自転車競技法、小型自動車競走法等）は、国又は地方公共団体等が関与する公営競技を対象として、騎手、競輪選手、ボートレーサー、オートレース選手、審判員その他の競技関係者が、その職務に関して賄賂を収受し、要求し、又は約束した場合等について、収賄罪として処罰規定を設けている。また、これらの法令には、競技の公正を害する不正行為（競走の公正を害すべき行為等）を処罰する規定も置かれている。さらに、これらの競技関係者に対して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者についても、贈賄罪として処罰の対象となる。

また、 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（スポーツ振興投票法 / toto 関連）は、サッカー（J リーグ）やバスケットボール（B リーグ）などを対象とした「スポーツ振興くじ（toto など)」に関する法律であり、指定競技に関わる選手、監督、コーチ、審判員などが、その職務に関して「不正な行為をすること」の報酬として賄賂を収受、要求、約束した場合に処罰される（スポーツ振興投票法第 37 条[8]等)。同様に、賄賂を供与した側も贈賄として処罰される。

これら公営賭博独自の罰則が設けられている理由は、これらの競技は、勝敗の結果が直接的に公営の賭博（ギャンブル）の配当やスポーツ振興資金に関わってくるため、もし選手や審判が八百長を行えば、賭けに参加している一般国民の財産的被害につながり、制度やギャンブル市場全体の信用が失われるためである。そのため、一般の民間スポーツとは異なり、特別法によってあらかじめ競技関係者を公務員に近い形で、賄賂の授受そのものを刑事罰の対象（犯罪）としているといえる。

第 2 章　日本における過去の競技不正操作（八百長）事件

ここまでマコリン条約の概要について触れてきたが、本章では、日本において発生した過去の競技不正操作事案について概観する。

1. プロ野球・黒い霧事件（1969～1971 年）

いわゆる「黒い霧事件」とは、1969 年から 1971 年にかけて発覚した日本プロ野球にお

[8] 第３７条 機構の役員若しくは職員又は第１０条第２項第２号から第４号までに掲げる者（次条において「対象競技関係者」という。）が、その担当する第２４条に規定する業務に係る職務又はその関与する指定競技に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、３年以下の懲役に処する。これによって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、５年以下の懲役に処する。

ける一連の八百長・不正行為事件である。本事件は、複数の球団に所属する選手らが暴力団関係者等と結びつき、競技結果の操作や不正な金銭授受に関与したとされており、日本のプロスポーツの信頼性を大きく損なった事案として位置づけられている[1]。

発端は1969年に明るみに出た不正行為であり、特に西鉄ライオンズ（当時）所属選手による八百長関与が問題となった。その後の調査により、他球団の選手にも同様の関与が広がっていたことが判明し、事態はプロ野球界全体に波及した。この事件を受けて、日本野球機構（当時のコミッショナー機構）は、大規模な調査と処分を実施し、複数の選手が、競技において意図的に失点や敗北を導く行為を行ったとして永久追放などの厳格な制裁が科された。黒い霧事件では関係者に対する刑事摘発が行われたものの、日本においては、競技不正操作それ自体は犯罪ではないため、競技不正操作そのものとは離れて、主として賭博にかかわったものに対する賭博罪等によって対応がなされた。

2. 大相撲の八百長問題（2011 年）

2011 年、日本相撲協会の複数の力士による勝敗操作（八百長）が発覚した事件である。もともとは暴力団関係者が関与する野球賭博事件を捜査していた警察が関係者の携帯電話を押収して解析したところ、大相撲力士間の八百長（いわゆる「星の貸し借り」と呼ばれる慣行）を示唆するやり取りが発見された。現役力士・親方らが多数関与したとされ、20名以上が引退・解雇に追い込まれた。また、春場所（本場所）が中止（史上初）など、影響も大きく、相撲界の信頼が大きく毀損された。関与したとされた者は日本相撲協会による大規模処分という形で団体内部の懲戒で処理されている。本件では刑事処分は科されていない。

3. 高校卓球インターハイ予選事件（2024 年）[9]

日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の申立事件の審理の中で、卓球競技における高校生らの八百長行為が事実上認定された事案である。仲裁決定文によると、2024 年 6 月に行われた卓球インターハイの A 県予選会（男子シングルス）において、申立人は準々決勝で敗退し、残り 3 枠（5〜7 位）の出場権を争う 4 名での「男子代表決定戦（総当たりリーグ戦)」に進んだが、このリーグ戦における申立人以外の他の 3 名の出場者は、いずれも C 高等学校の選手（D 選手、E 選手、F 選手）であり、リーグ戦で行われた D 選手対 E 選手の同門対決において、C 高校の監督が関与し、D 選手が意図的に負けるという八百長行為が行われたとして、申立人は大会運営本部に異議を唱え、自身をインターハイの A 県代表に選出す

[9] 日本スポーツ仲裁機構ウェブサイト　https://www.jsaa.jp/award/pdf/AP-2024-005_2.pdf（2026 年 4 月 26 日接続）

ること等を求めて、日本卓球協会を被申立人として日本スポーツ仲裁機構へ仲裁を申し立てた事案である。仲裁パネルは、本件の代表選手を決定し全国高体連に申し込んだのは「A 県高体連」であり、被申立人の「日本卓球協会」はインターハイの運営や意思決定に直接関与しておらず、代表決定を取り消す権限を有していない（＝当事者適格がない）ため却下となったが、本件の A 県予選会を運営した A 県高体連卓球専門部が作成した書面において、同門対決となった C 高校の競技において、H 監督が違反に関与したこと、および D 選手が意図的に負けたことを認めており、A 県高体連も、この行為が「日本卓球ルール 2.5.3 グッドプレゼンテーション（競技者は最大限競技に勝つ努力をしなければならず、八百長に関与してはならない等の規定)」に抵触する違反行為であると認識・認定しており、実質的に八百長（意図的な敗退）の事実が認定された。

第 3 章　スポーツ界の取り組み[10]

1. IOC の取り組み

スポーツ界において、競技不正操作（八百長）防止をけん引しているのは、国際オリンピック委員会（IOC）である。IOC は、マコリン条約が採択された 2014 年頃には、すでにその取り組みを始めていた。その一つが、2015 年 12 月に IOC 理事会で承認された試合の不正操作防止に関するオリンピック・ムーブメント規程（Olympic Movement Code on the Prevention of the Manipulation of Competitions (OM コード PMC）)である。OM コード PMC は、2016 年リオデジャネイロオリンピックで初めて導入され、競技を不正操作のリスクから守るため、マコリン条約の規定に準拠した統一的な規則をスポーツ団体に提供することを目的とし、違反行為の定義と懲戒手続きの最低基準を明確にしている。その後、オリンピック・ムーブメントの関係者との幅広い協議を経て、この規約は見直され、改訂版（現在有効）が 2022 年 9 月に IOC 理事会で採択されている[11]。

オリンピック憲章では、オリンピック・ムーブメントにかかわるすべての国際競技連盟（IF）は OM コード PMC を採用し実施しなければならない（規則 25）こと、またオリンピック競技大会期間中は OM コード PMC を遵守することが義務付けられている（規則 43）

[10] IOC　ウェブサイト　https://www.olympics.com/ioc/prevention-competition-manipulation/regulations-legislation（2026 年 4 月 26 日接続）

[11] IOC　ウェブサイト　https://stillmed.olympics.com/media/Documents/Beyond-the-Games/Fight-against-competition-manipulation/Code-Mouvement-Olympique-2022-EN.pdf（2026 年 4 月 26 日接続）

ことが規定されている。

その結果、OM コード PMC の採用と実施は、以下の関係者にとって義務付けられている。

①各国オリンピック委員会とその構成員 （NOC）

②IOC（国際オリンピック委員会）によって正式に承認された国際競技連盟（IF）およびその加盟団体である各国の国内競技連盟（NF）。

また、以下の団体は、オリンピック・ムーブメントの競技不正操作防止に関する規約に沿った規則を採用することを強く推奨されている。

①マルチスポーツイベント主催者

②プロリーグ

さらに、OM ユニット PMC は、上記 OM 関係者が OM コード PMC を採用する際に役立つモデルルールとして、IF 用、NOC 用、NF 用の競技不正操作防止モデル規程等を作成して公表している[12]。

2. IOC の OM コード PMC

IOC の OM コード PMC には、以下のような記載がある。すべてのスポーツ団体、特に国際オリンピック委員会、すべての国際競技連盟、国内オリンピック委員会（NOC）、その大陸、地域、国内レベルの各メンバー、IOC 承認団体（以下「スポーツ団体」という）は、競技の不正操作がスポーツの高潔性を脅かすことを認識し、オリンピック・アジェンダ 2020 とオリンピック・アジェンダ 2020+5 が明記するクリーンな選手と試合の保護を含め、スポーツの高潔性を保護する責任を改めて表明する（前文 a）。この脅威は複雑な性質であるため、スポーツ団体は単独でこの脅威に立ち向かうことは不可能であり、公的機関、特に法の執行機関、およびスポーツ賭けの法人との協力が不可欠であることを認識する（全文ｂ）。本規程の目的は、あらゆる競技を不正操作の危険から保護するために、すべてのスポーツ団体とそのメンバーに、調和の取れた規則を提供することである。本規程は「競技の不正操作に関する欧州評議会協定（マコリン条約）」、特にその第 7 条に則り規則を定める。しかし、これはスポーツ団体がより厳格な規則を設けることを妨げるものではない（前文ｃ）。オリンピック憲章および IOC 倫理規程の遵守を義務づけられるスポーツ団体は、本規程の定める基準に従い、自身のメンバーに対し規程の遵守を義務づけることによって、スポーツの高潔性を支持し、競技の不正操作と戦う決意を表明する。スポーツ団体は、本規程を参照として組み込むか、本規程に従った規則を適用するか、あるいは本規程よりもさらに厳格な規則を適用することにより、スポーツ団体の権限において、あらゆる適切な

[12] IOC ウェブサイト　https://www.olympics.com/ioc/prevention-competition-manipulation/regulations-legislation（2026 年 4 月 26 日接続）

方策をとる責任がある（前文 e)。OM コード PMC 前文 e は、オリンピック憲章及び IOC 倫理規程の遵守を求められるスポーツ団体に対し、本規程を参照として組み込むか、本規程に適合する規則を制定・適用すること等を通じて、競技不正操作防止のための適切な措置を講ずる責任を課している。したがって、IOC の承認を受ける日本オリンピック委員会（JOC）及びその加盟競技団体についても、IOC との制度的関係の下で、OM コード PMC に整合した規律整備及び運用を行うことが求められていると解される。

そして、IOC の OM コード PMC は以下に挙げる行為を参加者（選手、選手支援スタッフ、役員）が行った場合に違反行為に該当するとしている。

2.1 賭け

以下のいずれかに関連する賭け

a 参加者の競技

b 参加者が参加資格認定を受けている総合スポーツ競技大会のなんらかの種目

2.2 競技の不正操作

a 意図的な細工

自身および／または他者が不当な利益を得る目的で、競技は予測不可能なものであるとの特性のすべて、もしくは一部を取り除くことにより、競技の結果もしくは途中経過の不適切な変更を試みる意図的な細工、行為、あるいは不作為。

b 不正行為

競技の不正操作、またはその他の形態の不正が絡む利益を提供する、あるいは要求する、受け取る、手に入れようとする、あるいは受け入れること。

2.3 内部情報

1　賭けの目的で、あるいはどのような形態であれ競技の不正操作の目的で、またはその他の不正な目的で、参加者自身または他の個人や法人が内部情報を利用すること。

2　情報を伝えれば、賭けあるいは競技の不正操作、その他の不正な目的のために利用される恐れがあると知っていたか、知っていたに違いない状況で、参加者が利益を得るかどうかにかかわらず、内部情報を個人や法人に口外すること。

3　内部情報の提供により利益を与えること、さらに／または利益を得ること。なんらかの内部情報が実際に提供されたかどうかは問題ではない。

2.4 報告の不履行

1　本規程の違反となり得る行為や出来事に関与するよう、参加者が受けた接触、もしくは勧誘の詳細について、当該スポーツ団体、または関連する情報開示／通報機関、もしくは当局に対し、その最初の機会に包み隠さず報告することを怠ること。

2　本規程の違反となり得る行為に関与するよう、他の参加者から受けた接触または勧誘などの出来事、事実、あるいは問題について、当該スポーツ団体、関連する情報開示／通報機関、もしくは当局に対し、参加者が把握した（または当然気付いたに違いない） 最初の機会に包み隠さず報告することを怠ること。

2.5 協力の不履行

1　本規程に違反した可能性に関連し、スポーツ団体が実施する調査への協力の不履行。それには、資格を有するスポーツ団体が調査の一環として要請した正確で、全容を示す文書、物、情報などの遅滞のない提供を怠ることを含む。

2　本規程に違反した可能性に関連し、スポーツ団体が実施する場合がある調査を妨害する、または遅延させること。それには、調査にとって重要であるかもしれない文書、物、情報を隠ぺいする、あるいは破壊する、破損する、変更する、無効化することにより改ざんするなどの行為、もしくは他者にそのようにすることを要求する行為を含む。

以上のように、IOC が禁止する競技の不正操作は必ずしもスポーツ賭博に関係しているとは限らず、例えば、同一国同士の対戦で勝敗をあらかじめ決めておくような行為やその後の対戦相手が有利になるようにわざと負けるような場合も違反行為となる。

3. IF、NOC、NF における競技不正操作防止（PMC）規程の採用状況

IOC のリーダシップのもと、ここ数年、多くの各国オリンピック委員会（NOC)、国際競技連盟国際競技連盟（IF）が PMC 規程を採用してきた。例えば筆者が関係している国際馬術連盟（FEI）では IOC の PMC 規程に沿った FEI CODE ON THE PREVENTION OF THE MANIPULATION OF COMPETITIONS が規定されている[13]。一方で、国際馬術連盟の傘下にある公益財団法人日本馬術連盟では、2026 年 4 月時点では、競技不正操作に特化した PMC 規程は策定しておらず、日本オリンピック委員会（JOC）でも同様に競技不正操作に特化した規程は 2026 年 5 月現在策定されていない。日本の国内競技連盟（NF）の中には、IF の PMC 規定に倣って、PMC 規程を設定している NF も認められるものの、多くの NF は PMC 規程未採用と考えられる。したがって、PMC の動きは国際レベルではある程度浸透してきているものの、日本の国内レベルでは PMC 規程は十分に浸透しておらず、競技不正操作が発覚した場合に、倫理規程にある一般的な規程等で処罰できる可能性はあるものの、ドーピング違反のように 1 つのスポーツ団体の下した処分の効果が他のスポーツ団体でも自動的に生じる、いわゆる相互承認を盛り込んだ体系的な規程の整備はいまだ不十分であるといえる。

[13] 国際馬術連盟一般規程　APPENDIX G
https://inside.fei.org/sites/default/files/FEI%20General%20Regulations%20-Effective%201%20January2026%20-%20clean-Final_0.pdf　（2026 年 5 月 1 日接続）

第４章　日本での八百長罪創設の必要性

このような状況を踏まえ、日本において刑事法による対応の必要性をどのように考えるべきか検討する。すでに述べたようにマコリン条約が保護しようとする中核的な法益は、「スポーツの誠実性（インテグリティ）」である。そして、同様の保護利益を守るためのスポーツ界独自の法体系としてアンチ・ドーピング規程がある。アンチ・ドーピング規程で、アスリートに摂取が禁止されている薬物は、大麻や覚せい剤を除き、ほとんどが風邪薬の成分など日本法の下では刑法違反にはならないものである。それにもかかわらず、スポーツ界の連帯により、スポーツ界独自のドーピング抑制システムが十分に機能しているといえる。

それに対して競技不正に関しては、国際的にも国内的にもスポーツ界の抑制システムの確立や連携がまだまだ発達途上である。IOC は各 NF や NOC のために競技不正操作禁止モデル規程を公表しているが、すでに述べたように、現状、日本オリンピック委員会（JOC）はそのモデル規定を適用していないし、多くの NF においても同様の状況である。したがって、競技不正操作を犯罪とする前に、日本のスポーツ界としてまだまだやるべきことや改善できることは多く残されていると考える。まずは、国内での相互承認が機能するような JOC とその傘下の中央競技団体（NF）による統一的な規程の適用と相互承認の有効化が第一歩として必要であろう。スポーツ団体による PMC 規程の制定の他にも、マコリン条約で言及されているナショナルプラットフォームの設置は、マコリン条約を批准しなくとも十分に可能な対応である。ナショナルプラットフォームは、八百長対策に関係する主体を横断的に結びつける調整機関であり、異常ベッティング情報の集約、関係機関間の情報共有、不正疑義の分析・評価、国際機関との連携等を担うものであり、構成主体としては、警察・検察等の捜査機関、スポーツ団体、ベッティング事業者等が想定されている。日本国内にそのような機関が存在すれば国際的な八百長ネットワークとの連携も期待できる。

すでに検討したように、マコリン条約の批准は必ずしも日本の既存の法体系への修正を必須とするものではないと考えるが、一方で、強制や詐欺等を伴わない競技不正操作自体を犯罪として処罰することについては、なお国民の理解が十分に浸透しているとはいえない状況にあるように思われる。したがって、マコリン条約の批准や競技不正操作自体の刑法犯化とは離れて、現状としては、まずはスポーツ界が自律的に PMC 規程の策定や競技不正操作防止対策を講じることでスポーツのインテグリティを自ら守るための努力をすべきであると考える。

以上